

富山県除雪オペレーター育成支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、除雪オペレーター育成支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者及び補助事業)

第2条 補助の対象者は、県が管理する道路を除雪する企業のうち、新たに除雪作業に従事する従業員が存在する企業とし、補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、当該年度の4月1日時点で満49歳以下の従業員（以下、「オペレーター」という。）を対象とした除雪作業に必要な大型特殊免許の取得及び除雪機械安全施工技術講習会の受講に対する支援事業（企業が費用を負担している場合に限る）とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる補助事業に要する経費とする。

(1) 大型特殊免許取得の場合

- ・ 入学金、適性検査料、技能講習料、教本代、写真代及び検定料

(2) 除雪機械安全施工技術講習会受講の場合

- ・ 講習会受講費及びテキスト代

2 前項の規定にかかわらず、補助事業について他の補助金等の交付を受ける場合は、この補助金の交付の対象としない。

(補助金の補助率及び限度額)

第4条 補助金の補助率は、対象経費の1/2以内とし、予算の範囲内で補助するものとする。ただし、1名につき50,000円を限度とする。

(補助対象期間)

第5条 補助金の交付対象となる事業期間は、4月1日から富山県道路除雪対策本部が開設される日の前日までとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請は、補助金交付申請書（様式第1号）により、知事が別に定める期間内に行わなければならない。

2 前項の申請書には、その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査等を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容を変更し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

(2) 補助事業の経理については、その内容を証する関係書類を整備し、補助事業完了後5年間保存しておくこと。

(3) 補助対象となったオペレーターは、補助金を受けた企業で県管理道路の除雪（大型特殊免許を必要とする作業に限る）を交付年度から起算して3年以上続けること。

(4) 補助金を受けた企業は、前項の条件を証明するため、道路除雪委託要領第15条第3項に基づき監督員に届出する除雪機械運転者特例届または除雪機械運転者届の写しを、監督員に届出する同日までに、交付年度からその翌々年度まで道路課雪対策係に提出すること。

(補助事業の遂行)

第9条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件等に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金を他の用途へ使用してはならない。

(実績報告)

第 10 条 補助事業者は、事業完了後、第 5 条に定める期間内に、実績報告書（様式第 2 号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 運転免許証（写し）及び除雪機械安全施工技術講習会受講証（写し）
- (2) 補助金の使途を証する領収書（写し）
- (3) その他必要と認められる書類

(補助金の額の確定)

第 11 条 知事は、実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第 12 条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用する等その補助事業に関して補助金の交付決定の内容及びこれに付した第 8 条の交付条件に違反したときは、補助金を交付した年度に限らず補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を求めるものとする。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年度分の補助金から適用する。